

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護士近藤俊昭、同鈴木武志、同中村眞一、同山崎恵の上告趣意のうち、憲法三一条、三三条、三五条違反をいう点は、本件の搜索差押、逮捕の手續に所論の違法は認められないから、所論は前提を欠き、判例違反をいう点は、原判決は所論引用の各高等裁判所判例と実質において相反する判断をしたものでないことが明らかであるから、所論は理由がなく、その余の点は、憲法二一条違反をいう点を含め、その実質はすべて単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。

なお、いわゆる迎撃形態の兇器準備集合罪において共同加害目的があるというためには、行為者が、相手方からの襲撃の蓋然性ないし切迫性を認識している必要はなく、相手方からの襲撃のありうることを予想し、襲撃があつた際にはこれを迎撃して相手方の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える意思を有していれば足りると解するのが相当であつて、これと同旨の原判断は相当である。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五八年十一月二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	横	井	大	三	
裁判官	伊	藤	正	己	
裁判官	木	戸	口	久	治
裁判官	安	岡	満	彦	